

○善通寺市公害防止条例

昭和47年10月2日条例第18号

改正

平成7年3月30日条例第7号

善通寺市公害防止条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の健康で文化的な生活を確保する上において公害の防止が極めて重要であることにかんがみ、公害の防止について必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて、人の健康がそこなわれ、又は生活環境が阻害されることをいう。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場等 公害を発生させるおそれがある工場及び事業場であつて規則で定めるものをいう。
- (2) 指定施設 工場等に設置される施設のうち、騒音、振動、ばい煙、粉じん、有毒ガス、汚水、廃液又は悪臭(以下これらを「騒音等」という。)を発生し、又は排出する施設であつて、規則で定めるものをいう。
- (3) 規制基準 事業活動、その他の活動を行う者が遵守すべき騒音等の発生又は排出に係る許容限度をいう。

(市の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、国及び県の行う施策に合せ、市の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を実施するに当たり、市民の理解と協力が得られるように努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自らの責任において、公害の防止の措置を講ずるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、法令、香川県公害防止条例(昭和46年香川県条例第1号)及びこの条例の規定に違反しない場合においても、公害の防止について最大限に努力することを怠つてはならない。

3 事業者は、工場等の敷地内において緑化等を図ることにより環境の美化に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するように努めなければならない。

(監視及び公表)

第6条 市は、公害の状況をは握し、公害の防止のための措置を適正に実施するために必要な監視、測定及び調査研究を行わなければならない。

2 市は、前項の公害の状況等を市民に公表しなければならない。

(自然環境の保護及び公共施設の整備等)

第7条 市は、公害防止に資するよう緑地の保全その他自然環境の保護に努めなければならない。

2 市は、地域の開発及び公共施設の整備に関する施策の策定及び実施に当たつては、公害の防止に配慮しなければならない。

(他の地方公共団体との協力)

第8条 市は、広域的な公害の防止を図るため、必要に応じ他の地方公共団体に協力を求め、又は他の地方公共団体からの協力の求めに応じなければならない。

(規制基準)

第9条 市長は、公害を防止するため、騒音等の規制基準を規則で定める。

2 市長は、前項の規定による規制基準を定めるに当たつては、あらかじめ善通寺市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。またこれらを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(規制基準の遵守)

第10条 工場等を設置している者は、当該工場等に係る規制基準を超えて騒音等を発生し、又は排出してはならない。

(工場等の届出)

第11条 工場等を新たに設置しようとする者は、規則で定めるところにより、その設置の工事の開始の日の30日前までに、市長に次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。また当該届出事項を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所(法人にあつてはその代表者の氏名)
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 業種及び事業の内容
- (4) 施設の種類及び数量
- (5) 公害の防止又は処理の方法
- (6) その他規則で定める事項

(指定施設の設置等の届出)

第12条 工場等に指定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、その指定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、前条の規定による届け出と併せて、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。また、当該届出事項を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 指定施設の種類及び数量
- (2) 指定施設の構造
- (3) 指定施設の使用方法
- (4) その他規則で定める事項

(規制基準の定めがない騒音等の規制)

第13条 市は、規制基準の定めがない騒音等であつても、人の健康又は生活環境に障害を及ぼす行為については、公害とみなして第9条の規定による規制基準を適用することができる。

(指導)

第14条 市長は、公害の防止に関する思想の普及に努めるとともに、現に公害を発生し、又は発生するおそれのある場合は、速やかに公害の防止について必要かつ適切な指導を行うものとする。

(勧告)

第15条 市長は、この条例に定める規制基準を超えて騒音等を発生し、又は排出している場合及び発生又は排出するおそれのある場合は、当該事業者に対して、施設の改善若しくは防止施設の設置又は処理の方法の改善について、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、第13条の規定により公害とみなしたものについて、前項の規定を準用する。

(措置命令)

第16条 市長は、前条の規定により勧告を受けた者が当該勧告に係る措置を講じないときは、期限を定めて当該措置をとるべきことを命ずることができる。

(措置の届出)

第17条 前2条に規定する勧告又は命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る措置をとつたときは、速やかに市長に届け出てその検査を受けなければならない。

(事故の措置)

第18条 工場等を設置している者は、事故の発生により規制基準を超えて騒音等を発生し、又は排出させるおそれが生じたときは、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるとともにその旨を市長に届け出なければならない。

(公害防止協定等)

第19条 市長は、公害の防止のため必要があると認めるときは、工場等を設置している者又は設置しようとする者との間に公害防止に関する協定等を締結することができる。

(苦情又は紛争の処理)

第20条 市長は、公害に係る苦情又は紛争についてその適切な解決に努めなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において事業者に対して報告を求め、また関係職員をして工場等に立ち入り、施設その他の物件等进行检查し、又は関係人に対し指示若しくは指導を行わ

せることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(助成)

第22条 市長は、中小企業者が公害の防止のために行う施設の整備について、技術的助言その他の援助に努めなければならない。

(施行規定)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第24条 第16条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

2 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条及び第12条の規定による届出をせず又は虚偽の届出をした者

(2) 第21条第1項の規定による報告をせず又は虚偽の報告をした者並びに立入検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

3 第17条又は第18条の規定による届出をしない者は、1万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務について、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過規定)

2 この条例施行の際現に工場等及び指定施設を設置している者については、第11条及び第12条の規定を準用する。この場合において、第11条中「新たに設置しようとする者」とあるのは「既に設置している者」と、「その設置の工事開始の日の30日前までに」とあるのは、「この条例施行の日から起算して60日以内に」と読み替え、第12条中「指定施設を設置しようとする者」とあるのは「指定施設を既に設置している者」と、「その指定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに」とあるのは「この条例の施行の日から起算して60日以内に」と読み替えるものとする。

附 則 (平成7年3月30日条例第7号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。